

博多織訴訟（博多織裁判）のご紹介

弁護士・弁理士 平尾正樹

私が被告（日本和装とその子会社）の代理人を務めた博多織訴訟（博多織裁判）をご紹介します。

【原告】博多織工業組合であり、地域団体商標「博多織」（商標登録第5031531号）の商標権を取得しました。

【被告】着付け教室で有名な日本和装ホールディングス株式会社（東証二部上場）とその子会社2社（はかた匠工芸 博多織物協同組合）であり、「博多帯」の商標を使用して博多織の帯を販売しました。

【裁判所】福岡地方裁判所（平成23年（ワ）第1188号）。

【判決】原告博多織工業組合の全面敗訴。

【原被告が使用する標章】

（原告）

（被告）



【地域団体商標制度の趣旨】

地域団体商標制度を簡単に説明します。

地域団体商標（地域ブランド）とは、「博多織」「大島紬」「松阪牛」のように、商品（役務）の付加価値の源泉がその地域性にあることや他の地域産の商品（役務）との差別化を需要者に発信するために、その地域産の商品（役

務) に古くから使用されてきた地域名称と商品名称等の組合せからなる表示です。ところが、これらの地域ブランドは単に地域名称と商品名称等の組合せであり、その地域のすべての事業者が使用してきた表示であって、その地域内の特定の事業者の商品(役務)であることを表示するものではありませんので商標登録を受けることができませんでした。そして、商標登録を受けられなかったために、関東や東北で生産された絹織物に「博多織」とか「大島紬」とか表示したり、北海道で飼育された牛に「松阪牛」と表示するような不正使用が後を絶ちませんでした。そこで、平成17年改正商標法によって新設したのが地域団体商標の登録制度であり、これまでは商標登録を認められなかった地域ブランドのうち特に有名なものは商標登録が可能となり、現在500件以上の地域の特産品が地域団体商標として登録されています。

ところが、地域ブランドは、地域外の事業者の使用を禁止するとともに、地域内で伝統的方法で商品(役務)を取扱う事業者であれば何人も使用できなくてはなりません。そこで、商標法は、地域団体商標は、地域の事業者からなる組合に限って登録を許すこととし、しかもその組合は地域の事業者が自由に加入できる組合でなくてはならないこととしました(商標法7条の2)。このようにすれば地域外の事業者は地域団体商標を使用できず、逆に地域の事業者は全て使用できるようになるというわけです。

【事件の勃発】

日本和装の吉田重久社長は福岡の出身であり、博多織の伝統技術・伝統文化を継承したいと思って、博多織工業組合に対して組合加入のお願いをしていました。上記のとおり工業組合が「博多織」の地域団体商標を登録していましたので、日本和装は工業組合の組合員になって「博多織」の地域団体商標を使用したかったのです。

ところが、工業組合は、大企業である日本和装グループが組合に加入すると組合が変質してしまう、組合が日本和装グループに牛耳られる、零細事業者が淘汰してしまう等の理由をあげて組合加入を拒みました。さらに、「博多織」は工業組合の登録商標であるから使用してはいけないと通告しました。

このような通告を受けて、日本和装は、工業組合に加入できない段階では工業組合の登録商標である「博多織」を使用しない方がよいと考えて、その販売する帯に「博多織」と表示することはやめて「博多帯」と表示しました。それが上記の写真です。本当は「博多織」を使用したいのだけど、工業組合に加入できるまでは「博多帯」で我慢しようというわけです。

これに対して、工業組合は、「博多帯」であっても「博多織」と類似しているから混同するとして、商標法及び不正競争防止法を根拠に、日本和装と子会社2社に対して、「博多帯」を使用することの差止めや金1億5000万円の損害賠償の支払等を求めたのが博多織訴訟（博多織裁判）です。

【論 点】

本件について、一般には「博多織」と「博多帯」が類似するかが議論されていますが、両者の類似性は必ずしも論点ではありません。本件の論点は次の点にあります。

① 「博多織」も「博多帯」もいずれも広辞苑に掲載されているのですから一般名称であり、このような一般名称は何人が使用してもよく、逆に言えば何人も商標登録を受けられないことが商標法のルールでした。（商標法3条1項）ところが、上記のとおり、平成17年商標法改正によって地域団体商標制度が新設されて、一般名称であっても特に有名なものは地域団体商標として登録を受けられるようになりました。そこで、工業組合は「博多織」について地域団体商標として商標登録を受けましたが、それによって工業組合以外の者は「博多帯」を使用できなくなるのか、それとも「博多帯」は一般名称ですから従来どおり使用できるのか。

② 上記のとおり地域団体商標は組合への加入の自由が保障された組合にしか登録されません（商標法7条の2）。工業組合もその設立準拠法において組合員の自由加入が保障されており、そのために「博多織」について地域団体商標の登録を受けられたのです。そうであるのに、工業組合は日本和装の子会社の組合加入を拒否できるのか。加入拒否ができないのに加入拒否をしてにおいて「博多織」や「博多帯」の使用を禁止することができるのか。

【福岡地裁判決】

第一審福岡地裁判決は、次の2点の理由を述べて工業組合の請求を全面的に斥けました。

- ① 「博多帯」は「博多織の帯」を意味する一般名称であるから、工業組合は、「博多織」の地域団体商標を取ったとしても第三者が一般名称である「博多帯」を使用することを禁止できない、
- ② はかた匠工芸は、倒産会社が使用していた「博多織」を継続して使用できるのに、工業組合から「博多織」の使用禁止の警告を受けたために次善策として「博多帯」の使用を開始したものであるから、工業組合がはかた匠工芸に対して「博多帯」の使用禁止を求めることは権利の濫用に当たる。

【地裁判決をもらって】

前記のとおり、地域団体商標は、地域外の事業者の便乗使用を確実に排除するとともに、地域内の事業者の使用を確実に保障しなければなりません。そのために、商標法7条の2は、正当理由なくして組合への加入を拒否してはならない旨を規定しています。ところが、全国で500件以上登録された地域団体商標の運営主体が、現執行部体制を維持するために新規業者の参入を拒否する等必ずしも地域団体商標を正当に運営するとは限りません。本件の最大の争点は博多織工業組合が日本和装グループの組合加入を拒否することが正当であるかの点であり、裁判所はこれを不当な加入拒否と考えたからこそ工業組合の請求を全面的に斥けたのです。地域団体商標制度を新設するのはよいとしても、その運営主体である地域の地場業者が必ずしもフェアに運営するとは限りませんので、その運営を監視していかななくてはなりません。